介護保険法に基づく第1号通所事業重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して介護保険法に基づく第1号通所事業(以下「事業」という。)に係るサービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

ご契約後の質疑が生じないためにも、不明なところがありましたら、説明担当者にお 気軽にお尋ねください。

1 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 出東福祉会

(2) 法人所在地 島根県出雲市斐川町三分市1071番地4

(3) 電話番号 0853-62-3362

(4) 代表者氏名 理事長 北脇 捷利

(5) 法人設立年月日 昭和51年6月7日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定

島根県3271600144号

(2) 事業所の目的 介護予防通所介護

(3) 事業所の名称 出東デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地 島根県出雲市斐川町三分市1077番地

(5) 電話番号 0853-63-3777

(6) 管理者 田中 輝美

(7) 当事業所の運営方針

当事業所は介護保険法の趣旨及び関係法令に基づき、ご契約者に事業に係るサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の改善等をとおして、できる限り要介護状態にならないで自立し生活を営むことができるよう支援するとともに、家族の負担軽減を図ります。事業の実施にあたっては、出雲市、地域の保健・医療・福祉サービス関係者と緊密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 出雲市内全域

(2) 営業日及び営業時間

 営業日
 月~金曜日

 休日
 土曜日、日曜日、年末年始(12/31~1/2)

 受付時間
 月~金曜日
 8時30分~17時00分

サービス提供時間 月~金曜日 9時20分~16時30分

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防通所介護サービスにより、心身機能の改善等を提供する職員として、法に定める人員基準を満たす配置をしています。

管理者
全体の統括を行います。

生活相談員 利用調整、日常生活上の各種相談、生活 支援等を行います。 介護職員 日常生活上の介護・健康保持のため

の支援を行います。

看護職員 健康管理や日常生活上の支援を行いま

す。

調理職員 個々の状況に応じて栄養や調理を工夫

し、昼食等を提供します。

5 利用定員

1日 18名 (事業の利用者を含みます)

6 建物の概要

鉄骨造平屋建 延べ床面積 438.45㎡

主な部屋 デイルーム 食堂・浴室・休憩室、相談室

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

サービスの利用には、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を ご契約者から負担していただく場合とがあります。

(1) 介護保険から給付されるサービス

①食事(食事材料費、調理費を除く)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立により、ご契約者の健康、嗜好に配慮した食事 等を提供します。
- ・食事等は自立支援のため、食堂にて召し上がっていただくことを原則としています。
- ・昼食時間 12時~12時50分

②入浴

・ご希望により、入浴することができます。

③排泄

・個々の状況に応じた排泄の支援を行います。

④機能訓練

- ・レクリエーションや体操などを取り入れながら、心身等の状況に応じて、日常生活 に必要な機能訓練を行ないます。
- ⑤サービス利用料金(1月あたり)
- ・介護報酬単価及び加算金額合計のうち利用者の負担割合に応じた額をお支払いいた だきます。

(下記の表は1割負担の金額です)。

単価項目利用できる方	介 變理消 価 (月)	加算項目		
		サービス提供 体制強化	介護職員等処遇处善	若甲塩改症 利用者受入 (対象者のみ)
週 1 回程度利用の方で要支援1、2及び事業対象者の方	1798	88/月	所定単価 ×9.2%	240/月
週 2 回程度利用の方で要支 援 2 及び事業対象者 (要支援 2 から移行された方に限りま す) の方	3621	176/月	所定単価 ×9.2%	240/月

(2) 介護保険の対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ①食事等にかかる費用
- ・食事の材料、調理にかかる費用及びおやつ代

費用:1日あたり690円

- ②車両燃料にかかる費用
- ・出雲市外での活動車両燃料代

費用:1kmにつき30円

- ③行事・野外活動にかかる費用
- ・ご契約者の希望により、行事や野外活動に参加していただくことができます。 参加の場合は、事前にご家族の承諾やご契約者の体調によっては主治医の許可を得 て行います。

費用: 活動に添った金額(参加費、入場料、飲食代等)

- ④部分浴等にかかる費用
- ・下半身シャワー浴や部分浴(手浴や足浴)、又は清拭を行った場合 費用:1回あたり50円
- ⑤日常生活上必要となる諸費用
- ・紙パンツやガーゼ等を希望で購入された場合は実費をいただきます。

費用:詳細は、別添のとおり

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末〆切とし、翌月25日に口座引落しとさせていただきます。引落しには、次の金融機関の口座をご指定いただけます。

- ① JA斐川町(手数料:11円)
- ② ゆうちょ銀行 (手数料:0円)
- ③山陰合同銀行(手数料:55円)

※引落し手数料はご契約者負担とします。

毎月25日までには、前月の請求書及び前々月の領収書をお渡しいたします。

8 苦情対応

- (1) 当事業所における苦情対応は次のとおりです。
 - ①苦情受付窓口
 - ・管理者 田中 輝美
 - ·受付時間 毎週月曜日~金曜日

8時30分~17時30分

- ・電話番号0853-63-3777
- ② 苦情解決責任者

副施設長 馬庭 美穂子

③第三者委員

錦織 充 080-1902-4325

三島 健二 0853-25-9258

④その他相談機関

出雲市健康福祉部高齢者福祉課 0853-21-6972

島根県国民健康保険団体連合会 0852-21-2113

島根県運営適正化委員会 0852-32-5913

9 事故発生時の対応

次を基本に対応します。

①事故発生(発見)直後には、救急搬送など、ご契約者の生命・身体の安全を最優先 に対応いたします。 ②ご契約者の生命・安全を確保した上で、速やかにご家族に対し、事故の状況を連絡し、対応を協議させていただきます。事故の内容等によっては、保険者である出雲市へ報告いたします。

10 個人情報の取扱い

契約者にかかわる個人情報については、適切に管理いたします。

11 非常時災害対策

火災・天災(地震・風水害・雪害)等災害発生時の対応には、当事業所消防計画、緊 急時対応マニュアル等に基づきご契約者の安全を最優先に対応します。 以上、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

出東デイサービスセンター

契約者 住 所 島根県出雲市

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

氏 名 印 契約者代理 住 所 島根県出雲市 番地

番地

氏 名 印

家族代表 住 所 島根県出雲市 番地

氏 名 印